２　申請の受付期間
　令和８年11月５日から令和９年１月８日までとします。なお、上記期間後も随時受付をします。
３　申請の方法
⑴　申請書の入手方法　本院所定の「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）」又は「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）」（以下「申請書」という。）は、ファイル共有システム上にて配付いたします。下記⑵の手続きにより入手してください。
⑵　申請書の提出方法　競争参加資格申請書及び添付書類は、電子データをファイル共有システムに提出することとします。調達情報に掲載している「作成の手引き」等の説明書を熟読のうえ、ご申請願います。
　衆議院ホームページ
　（ＵＲＬ　https://www.shugiin.go.jp）－＞調達情報－＞競争参加資格等に関するお知らせ（建設工事、～等）
①　申請希望者には、ファイル共有システムを利用するための招待メールを送信しますので、「作成の手引き」に記載の電子メールアドレスに申請依頼のメールを送信してください。
②　招待メールより、ファイル共有システムにアクセスし、申請書に必要事項を記載のうえ、添付書類（ＰＤＦ化したもの）を提出してください。
（添付書類）
１の⑴に係るもの
１．総合評定値通知書（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の４に規定する通知書）の写し
２．業態調書
３．営業所一覧表
４．工事経歴書
５．納税証明書（国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第９号書式その３の３）の写し
６．建設共同企業体協定書の写し（申請者が経常建設共同企業体の場合）
７．共同企業体等調書（申請者が経常建設共同企業体又は官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する場合）
８．委任状（行政書士等の代理申請による場合）
１の⑵に係るもの
１．業態調書
２．営業所一覧表
３．測量等実績調書
４．技術者経歴書
５．登記事項証明書（法人の場合）又は身元証明書（個人の場合）の写し
６．登録証明書等の写し
７．財務諸表類（１年分）
８．納税証明書（国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第９号書式その３の３（法人）又はその３の２（個人））の写し
９．委任状（行政書士等の代理申請による場合）
　測量登録業者については、測量法第55条の８によるによる書類を国土交通大臣に提出し、その写しを提出すれば、２．及び４．～７．の書類の添付を省略することができます。また、建設コンサルタント登録業者、地質調査業登録業者又は補償コンサルタント登録業者については、現況報告書の写しを提出すれば２．及び４．～７．の書類の添付を省略することができます。
⑶　申請書等の作成に用いる言語
①　申請書及び添付書類は、日本語で作成してください。なお、その他の書類で、外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し又は添付してください。
②　添付書類の金額については、外国貨幣額にあっては、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により換算した邦貨額を記載してください。
⑷　問い合わせ先　衆議院庶務部営繕課契約係
電話03―3581―5111　内線35300、35301
４　競争に参加することができない者
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当する者
⑵　予決令第71条第１項に該当すると認められる者
⑶　建設工事に関し、建設業法（昭和24年法律第100号）第３条の規定による許可及び同法第27条の23の規定による経営事項審査（申請をする日の直前に受けたものであって、かつ、審査基準日が、定期申請の場合は受付期間の終了日の１年７月前の日以後のもの、随時申請については申請をする日の１年７月前の日以後のもの。）を受けていない者
⑷　測量、建設コンサルタント等に関し、法律上必要とする資格を有していない者
⑸　経営状態が著しく不健全であると認められる者
⑹　申請書及び添付書類等の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載しなかった者
５　競争参加者の資格及びその審査
　衆議院議長の所掌に係る契約事務取扱規程（平成14年６月27日議長決定）により行います。
６　資格審査結果の通知
　資格審査の結果は、申請依頼のメールアドレス宛に資格決定通知書（ＰＤＦ）を送信します。
７　資格の有効期間
　令和９年４月１日から令和11年３月31日までとします。
　なお、上記２のなお書きにより随時申請した場合は、資格を付与されたときから令和11年３月31日までとします。

競争参加者の資格に関する公示

　令和９・10年度において農林水産省大臣官房予算課等（別記１の発注機関）における建設工事及び測量・建設コンサルタント等に係る競争契約の参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示する。
　令和８年11月２日
農林水産省大臣官房参事官（経理）
須田　亙
◎調達機関番号　018　◎所在地番号　13
１　契約の種類及び業種の区分
［掲載順序　契約の種類：業種の区分］
⑴　建設工事　土木一式工事、建築一式工事、大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、屋根工事、電気工事、管工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、鉄筋工事、舗装工事、しゅんせつ工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、熱絶縁工事、電気通信工事、造園工事、さく井工事、建具工事、水道施設工事、消防施設工事、清掃施設工事、解体工事
⑵　測量・建設コンサルタント等　測量、土地家屋調査、建設コンサルタント、建築士事務所、計量証明、地質調査、補償コンサルタント、その他
２　申請の時期
⑴　令和９年４月からの資格付与を希望する者
①　インターネット一元受付の場合　令和８年12月１日から令和９年１月15日までの間（受付時間は、土曜日、日曜日、祝日及び令和８年12月29日から令和９年１月３日までの終日を除く９時から17時まで）に、次のアドレスへアクセスして申請用データを送信すること。
【建設工事】
https://www.pqr.mlit.go.jp/（国土交通省）
【測量・建設コンサルタント等】
https://www.pqrc.mlit.go.jp/（国土交通省）
②　郵送の場合　令和９年１月４日から令和９年１月15日（必着）までの間に郵送（書留又は簡易書留に限る。）すること。
③　電子メールの場合　令和９年１月４日から令和９年１月15日までの間に送信すること。（最終提出日の受信まで有効。）
⑵　上記２⑴②及び③の期限後の申請については、随時に受け付けるが、資格の付与は令和９年５月以降となる。
３　申請の方法
⑴　申請書の入手方法
①　インターネット一元受付の場合　インターネット一元受付を使用して申請を行う者は、上記２⑴①に掲げるアドレスにアクセスし、令和８年11月２日から令和８年12月28日までの間にパスワードの請求手続きを行い、入手したパスワードを用いて令和８年11月２日から令和９年１月15日までの間に得るものとする。
②　郵送又は電子メールの場合　当省所定の「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書」（以下「申請書」という。）は、令和８年11月２日以降、農林水産省ホームページから得るものとする。
https://www.maff.go.jp/j/supply/sanka_sikaku/index.html（農林水産省）